

質問書回答

2019年12月26日

案件名:インドネシア国自動車産業開発に係る情報収集・確認調査(QCBS)

案件番号:19a00599

公示日:2019年12月11日 について、質問の回答は以下のとおりです。

※網掛部分は12月24日に回答済み項目です。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P12(2)④とp14の16行目に記載の裾野産業について	特記仕様書 P.12(4)④の「裾野産業(サプライヤー)の育成」は、参考資料の記述からサプライヤー一般の育成と理解されるが、P.14の16行目では「x-EV、およびFlexy Engine 部品に係る裾野産業育成」と対象部品を限定されている。部品サプライヤ全般の育成施策提言が求められるが、特にx-EV および Flexy Engine 部品に係るサプライヤ(外資系も含め)育成施策立案に重点を置く、という趣旨か。	ご理解の通りです。
2	11 ページ 5. 実施方針及び留意事項の(2)調査スコープ上から3行目インフラ整備	インフラ整備という単語がでておりますが、ここでのインフラは充電インフラなどのことを指しているのでしょうか。	ご理解の通りです。
3	11 ページ 2~3 行目 インドネシア工業省が作成する自動車振興ロードマップ	現在インターネットでインドネシア自動車振興ロードマップの一部がみれるようになっていますが、そこに概要として出ているのが1.現行自動車の現地生産強化、2.E-bike の現地生産の開始、3.EV の現地生産の開始、と三段階のステップアップが書かれております。このうち2についてはプロジェクト	自動車産業との関連性の強さ次第で検討対象となります。すなわち、EV が広く普及するには技術的にクリアする課題があるため、産業振興の戦略性の観点で、より取り組みやすいE-bike から取り組むという考え方で記載されていることも十分考えられます。この場合は、

		どこまで踏み込むことになりますでしょうか	E-bike も自動車産業振興のためのプロセスとの理解で調査対象から排除されない、との理解です。E-bike と自動車産業振興との関連の詳細は調査後インドネシア政府と確認いただくこととなります。
4	13 頁(1)-②の一番下の行 現地調達比率向上	ここでの現調率はインドネシアに進出している日本企業が生産する分については含まず、インドネシアローカル企業生産分のみという理解であっていますでしょうか	ご理解の通りです。
5	P14④省庁横断型会議体の会合について	調査期間中に実施予定の省庁横断型会議体の回数と一回の参加者人数はどの程度を想定していますか	2-3 回程度の実施、参加者人数は 10-20 名程度を想定しています。
6	P14(2)①と②に記載の研究機関	ヒアリング予定の研究機関とは RISTEK など政府機関以外に大学や民間の研究機関の訪問も想定しているか	ご理解の通りです。
7	10 頁下から 4 行目 「本基礎調査」	本調査のタイトルは「情報収集・確認調査」となっていますが、「自動車産業開発プロジェクト」の「基礎調査」の性格も有するものですか。	ご理解の通りです。
8	10 頁下から 5～4 行目 「自動車産業開発プロジェクト」	「自動車産業開発プロジェクト」について、差支えない範囲で内容(対象とする自動車産業の分野、裨益者等)を教えてください。また当該プロジェクトは「政策・アクションプランの策定を目的」としていますか。	「自動車産業開発プロジェクト」の中で対象とする自動車産業の分野、裨益者は本調査と並行して開催される見込みの省庁横断型会議体の会合にて C/P 側の希望が調整され、案件採択後に JICA が実施する詳細計画策定調査にてインドネシア政府と協議のうえ決定する予定です。また、当該プロジェクトは情報収集・確認調査で実施する分析や提案を参考として策定対象とする政策・アクションプランをパイロットプロ

			プロジェクトの実施を通じて検討することが想定されていますが詳細は上記プロセスにより決定することとなります。
9	11 頁 2～3 行目 インドネシア工業省が作成する自動車振興ロードマップ	自動車振興ロードマップは既に作成されていますか。その骨子を教えてください。	現在工業省で作成されているロードマップはドラフトの段階です。内容には、2020-2035 までのx-EV 車(ハイブリッド等を含む)の生産数値目標や想定車種、x-EV 車生産数増加による経済効果等が含まれています。
10	11 頁 3～4 行目等:政策・アクションプラン 11 頁 7 行目等:アクションプラン	政策・アクションプランとアクションプランが特記仕様書には記載されていますが、以下の理解で良いでしょうか。 ● 政策・アクションプラン:省庁横断的会議体の自動車分野の政策(優遇措置を含む)立案に関するアクションプラン アクションプラン:自動車振興ロードマップ実現のためのアクションプラン	政策・アクションプラン:インドネシア国内の自動車産業振興ロードマップを実現するための研究開発・デザイン(R&D&D)促進、裾野産業育成、産業人材育成、輸出振興、インフラ整備等の領域にかかる政策や実行計画を想定しています。 後段の「アクションプラン」は、上記政策・アクションプランのうち実行計画の部分を意味します。
11	11 頁下から 12～11 行目、14 頁 16 行目及び 14 頁下から 2～1 行目 Industry 4.0	Making Indonesia 4.0 を指しますか。	Making Indonesia 4.0 ではなく、Industry4.0 そものを指しており、例えばスマートファクトリーや自動化、工場や工場内設備での共通システム化等を指しています。
12	現地での執務スペース	執務スペースは、工業省内で貸与されますか。	貸与いただける可能性はありますが確定しておりません。よって、提案書では商業ベースでの借り上げを前提とした見積をお願いします。

以上